７清 瀬 高 第 ２号
令和７年４月１日
校　長　決　定

東 京 都 立 清 瀬 高 等 学 校 管 理 運 営 規 程

第１　目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立清瀬高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第２　事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第３　校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第４　副校長

１　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
２　副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員　を除く。）を監督する。

第５　主幹教諭

１　主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
２　主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第６　主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

１　校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
２　指導・監督層である主幹教諭の補佐
３　同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第７　教科主任

生徒の学力向上を図るため、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整、校内における教科指導に関する人材育成の強化を目的として、教科主任を設置する。

１　設置する教科

教科主任は、次の教科に置く。ただし、地理歴史と公民については、併せて１人の教科主任を置くものとする。

a　国語
b　地理歴史及び公民
c　数学
d　理科
e　保健体育
f　外国語

２　教科主任の職として、以下の役割を担う。

（１）教科内における組織的な教科指導体制の整備

a 各校における教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること

b 「年間授業計画」に関すること

c 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること

d 授業の進度や指導内容の確認に関すること

e 定期考査及び学習評価に関すること

f 教科書選定に関すること

g 教科会の招集、開催に関すること

h 教務部との連絡・調整に関すること

i 組織的な教科指導において、校長が特に必要を認めること

（２）教科内における教科指導に関する人材育成体制の整備

a 教科指導力の向上に必要なＯＪＴに関すること

b 他の教員が行う教科指導における課題の改善に関すること

第８　経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

（※経営企画課長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。）

第９　校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

１　部　　教務部、生活指導部、進路指導部、保健総務部の４部を置く。その内容は次のとおりである。

（１）　教務部

教務に関すること。

授業に関すること。

（２）　生活指導部

生活指導に関すること。

特別活動に関すること。

体育大会、清高祭、球技大会等の学校行事に関すること。

（３）　進路指導部

進学・就職指導等に関すること。

（４）　保健総務部

保健・美化・福利等に関すること。

学校広報に関すること。

国際交流に関すること。

式典等に関すること。

学校要覧等の文書に関すること。

ＩＣＴ、パソコン、ＴＡＩＭＳに関すること。

資料等の整理、保管に関すること。

視聴覚等に関すること。

情報セキュリティ及び個人情報保護に関すること。

２　学年

第１学年、第２学年及び第３学年を置く。

３　教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び情報の各教科を置く。

４　企画調整会議
５　職員会議
６　教科会
　教科主任を置く教科に教科会を置く。
７　委員会
（１）安全衛生委員会（学校職員の安全確保、健康障害防止等）
（２）学校保健委員会（生徒及び職員の保健管理）
（３）教育課程委員会（教育課程の検討）
（４）防災教育推進委員会（体験的、実践的な防災教育推進事業実施計画の策定）
（５）入選委員会（入学選抜に係る検討・選考及び進行管理）
（６）教科書選定委員会（教科書選定業務）
（７）学校いじめ対策委員会(学校におけるいじめの防止等に関する実効的な措置の検討)
（８）学校図書館運営委員会（教育課程の展開に寄与、生徒の学習活動や読書活動の推進）
（９）ICT 委員会（教材配信の促進、校務連絡等の ICT 化の検討、促進）
８　学校運営連絡協議会
９　学校サポートチーム
10　部活動の指導
　教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。
11　情報セキュリティ及び個人情報保護
　情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、保健総務部の所掌とする。
12　その他
　校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第１０　経営企画室組織
　経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第１１　企画調整会議
１　目的
　企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織の連絡調整、職員会議における議題の調整、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。
２　構成員
　校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任及び各学年主任とする。また、校長は必要に応じて教科主任を企画調整会議に参加させることができる。
３　開催
　定例会は、原則として毎週１回開催する。
４　招集
　校長が招集し、その運営を管理する。
５　その他、必要な事項は、校長が定める。

第１２　職員会議
１　目的
　職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
（１）校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
（２）校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
（３）校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

２　構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
３　開催
定例会は、原則として月１回水曜日の放課後時間を定めて行う。ただし必要に応じて臨時に開催することもある。
４　招集
校長が招集し、その運営を管理する。
５　司会
校長が選任する。
６　記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
７　運営
（１）報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
（２）校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第１３　教科会
１　目的
各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保する
２　構成員
同一教科の全ての教員のほか、教科指導上の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加えて構成する。
３　開催
定例会は、年間授業計画や年間行事予定を踏まえ、原則として月２回を目安に開催する。ただし必要に応じて臨時に開催することもある。開催回数及び実施時期は毎年４月１日までに決定する。
教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。
４　招集
教科会は、教科主任が招集し、その運営を管理する。
５　所掌事項
ａ　教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること
ｂ「年間授業計画」に関すること
ｃ　各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること
ｄ　授業の進度や指導内容の確認に関すること
ｅ　定期考査及び学習評価に関すること
ｆ　教科書選定に関すること
ｇ　教務部との連絡・調整に関すること
ｈ　組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること
ｉ　教科指導力の向上に必要なＯＪＴに関すること

第１４　分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。

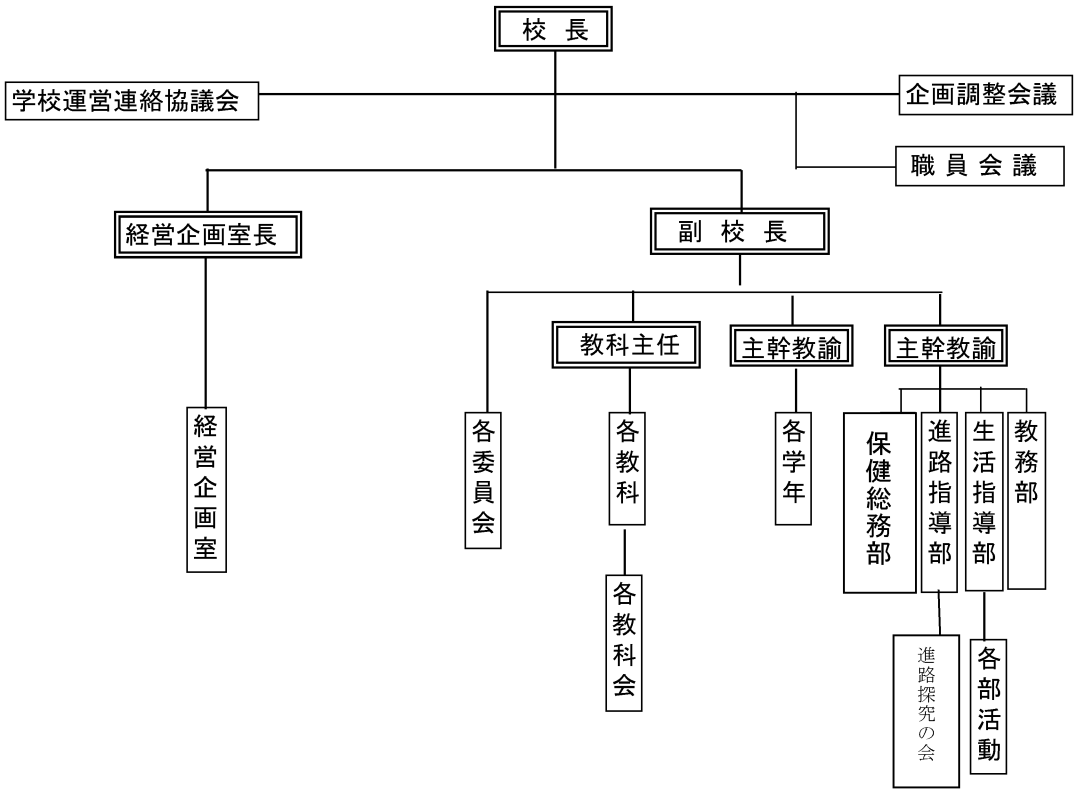

第１５　人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第１６　予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第１７　校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第１８　情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則　この規程は、令和７年４月１日から施行する。